

# Weekly コラム

令和3年7月6日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 2022年と2030年

国土交通省、ITSサービス高度化機構、高速道路会社6社は電波法関連法令の改正により、2022年12月1日以降、一部のETC車載器が使用できなくなることを発表しています。基本的には2007年以前に技術基準適合証明・工事設計認証(旧スプリアス規格)を受けて製造された機器が使用できなくなるそうです。ちなみにスプリアスとは、無線設備において、必要周波数帯の外側に発射される不要電波の一種で、この不要電波の発射が電波障害の原因になるそうです。

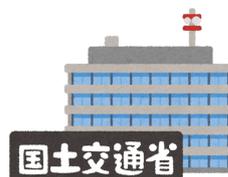
電波法改正のきっかけとなったのは、WRC(世界無線通信会議)において、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関する無線通信規則(RR)の改正が行われたことです。この改正を踏まえて、国内では無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、実はすでに2005年12月1日から新たな許容値が適用されています。その際、経過措置として設けられた期限が2022年11月末までのため、2022年12月から使えなくなるETCが出てくるということです。

それでは、万が一2022年12月以降に以前の規格のETC車載器で高速道路のETCレーンに進入した場合、ETCゲートは正常に通過できるのでしょうか。

発表された資料によりますと、「安全に配慮した運用となるよう配慮します」とあり、現段階では、明確にはわかっていないようです。では、現在、皆様のお車に搭載されている

ETCが2022年12月1日以降も使えるのかどうかはどうやって判断すればいいのでしょうか。現段階では2007年以前に製造された車載器については該当するものが多いようですが、実際にはメーカーに問い合わせるしか方法はなさそうです。また、今回のスプリアス規格の変更とは別にセキュリティ規格そのものの変更も予定されており、それによってさらに多くのETC車載器が使えなくなるとも言われています。国土交通省によりますと、遅くとも2030年までには変更するとのこと。

ETC車載器については日本ではデンソーとパナソニックの二社で市場シェアの約6割を占めており、もしETCの取り換えが2022年と2030年までに行われるのであれば、これからこの二社の株価動向に注目してみるのも面白いのではないのでしょうか。また、ETCを取り付ける会社も必要になってきますので、オートボックスやイエローハットなども注目しておくといいのかもしれません。皆様はどのようにお考えになりますでしょうか。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。